





現行（令和2年8月（平成31年4月））	修正案（令和6年1月時点）	備考																												
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津別町防災会議が作成する計画であり、津別町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 津別町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。 災害復旧に関すること。 防災訓練に関すること。 防災思想の普及に関すること。 	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津別町防災会議が作成する計画であり、津別町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 津別町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。 災害復旧に関すること。 防災訓練に関すること。 防災思想の普及に関すること。 <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 貧困をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div> <p>※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）</p> <p>2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。</p>																													
<p>第2節 用語</p> <p>本計画で使用する用語等は、次による。</p> <table border="1" data-bbox="115 1623 1362 1942"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本法</td> <td>災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）</td> </tr> <tr> <td>救助法</td> <td>災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）</td> </tr> <tr> <td>水防法</td> <td>水防法（昭和24年6月4日法律第193号）</td> </tr> <tr> <td>町防災会議</td> <td>津別町防災会議</td> </tr> <tr> <td>本部（長）</td> <td>津別町災害対策本部（長）</td> </tr> <tr> <td>町防災計画</td> <td>津別町地域防災計画</td> </tr> </tbody> </table>	標記	説明	基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）	救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）	水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）	町防災会議	津別町防災会議	本部（長）	津別町災害対策本部（長）	町防災計画	津別町地域防災計画	<p>第2節 用語</p> <p>本計画で使用する用語等は、次による。</p> <table border="1" data-bbox="1386 1623 2635 1942"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本法</td> <td>災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）</td> </tr> <tr> <td>救助法</td> <td>災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）</td> </tr> <tr> <td>水防法</td> <td>水防法（昭和24年6月4日法律第193号）</td> </tr> <tr> <td>町防災会議</td> <td>津別町防災会議</td> </tr> <tr> <td>本部（長）</td> <td>津別町災害対策本部（長）</td> </tr> <tr> <td>町防災計画</td> <td>津別町地域防災計画</td> </tr> </tbody> </table>	標記	説明	基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）	救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）	水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）	町防災会議	津別町防災会議	本部（長）	津別町災害対策本部（長）	町防災計画	津別町地域防災計画	
標記	説明																													
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）																													
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）																													
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）																													
町防災会議	津別町防災会議																													
本部（長）	津別町災害対策本部（長）																													
町防災計画	津別町地域防災計画																													
標記	説明																													
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）																													
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）																													
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）																													
町防災会議	津別町防災会議																													
本部（長）	津別町災害対策本部（長）																													
町防災計画	津別町地域防災計画																													

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
防災会議 構成機関	津別町防災会議条例（昭和39年3月19日条例第36号）第3条第5項に定める委員の属する機関	防災会議 構成機関	津別町防災会議条例（昭和39年3月19日条例第36号）第3条第5項に定める委員の属する機関	
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者	災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者	
災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者	災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者	
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者	
避難行動 要支援者	要配慮者のうち、 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合 に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者	避難行動要支援者	要配慮者のうち、 災害時 に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者	
<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>本計画は、次の事項を基本として推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。 <p>第4節 計画の修正要領</p> <p>町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。</p>		<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>本計画は、次の事項を基本として推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。 5 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <p>第4節 計画の修正要領</p> <p>町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。</p>		

現行（令和2年8月（平成31年4月））	修正案（令和6年1月時点）	備考																				
<p>1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき</p> <p>2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき</p> <p>3 新たな計画を必要とするとき</p> <p>4 防災基本計画の修正が行われたとき</p> <p>5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき</p> <p>前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。</p> <p>なお、軽微な修正（組織の機構改正による名称変更、人口、面積等の数量的な修正）については、北海道知事（以下、道知事という。）との協議を要せず修正結果を道知事に報告する。</p> <p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>町、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>1 町</p> <table border="1" data-bbox="172 907 1314 1495"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長部局</td> <td> (1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>津別町教育委員会</td> <td> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 道</p> <table border="1" data-bbox="172 1537 1314 1896"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td> (1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	町長部局	(1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。	津別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。	機関等の名称	事務又は業務の大綱	オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。	<p>1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき</p> <p>2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき</p> <p>3 新たな計画を必要とするとき</p> <p>4 防災基本計画の修正が行われたとき</p> <p>5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき</p> <p>前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。</p> <p>なお、軽微な修正（組織の機構改正による名称変更、人口、面積等の数量的な修正）については、北海道知事（以下、知事という。）との協議を要せず修正結果を知事に報告する。</p> <p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>町、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>第1 町</p> <table border="1" data-bbox="1439 907 2582 1495"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長部局</td> <td> (1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>津別町教育委員会</td> <td> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 道</p> <table border="1" data-bbox="1439 1537 2582 1896"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td> (1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	町長部局	(1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。	津別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。	機関等の名称	事務又は業務の大綱	オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
町長部局	(1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。																					
津別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
町長部局	(1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。																					
津別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
オホーツク総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。																					

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
	<p>(5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>		<p>(5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>	
オホーツク総合振興局 網走建設管理部	<p>(1) 所轄河川の維持・修繕及び災害復旧工事に関すること。</p> <p>(2) 所轄堤防の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 所轄道路の維持・災害復旧工事に関すること。</p> <p>(4) 水位・雨量等の情報伝達に関すること。</p>	(削除)	(削除)	
オホーツク総合振興局 保健環境部 北見地域保健室 (北見保健所)	<p>(1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 災害時における防疫及び清掃の指導助言に関すること。</p> <p>(3) 食品環境衛生の指導監視に関すること。</p> <p>(4) 防疫薬剤供給対策に関すること。</p> <p>(5) 死亡獣畜等の処理に関する指導助言に関すること。</p>	(削除)	(削除)	
オホーツク総合振興局 東部森林室	<p>(1) 林野火災の予防対策に関すること。</p> <p>(2) 所轄道有林の治山に関すること。</p> <p>(3) 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。</p> <p>(4) 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。</p>	(削除)	(削除)	
オホーツク教育局	<p>(1) 災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導を行うこと。</p> <p>(2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</p>	(削除)	(削除)	
網走農業改良普及センター美幌支所	<p>(1) 農業施設、農作物等の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。</p> <p>(2) 畜産施設、家畜の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 被災作物及び被災家畜の防疫に関すること。</p>	(削除)	(削除)	

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
3 指定地方行政機関		第3 指定地方行政機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。	北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。	
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。	北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。	
北海道労働局	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。	北海道労働局	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。	
北海道農政事務所 北見地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	北海道農政事務所 北見地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	
北海道森林管理局 網走南部森林管理署 津別森林事務所	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。	北海道森林管理局 網走南部森林管理署 津別森林事務所	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。	
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。	北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。	
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。	北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。	
北海道開発局 網走開発建設部	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による	北海道開発局 網走開発建設部	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による	

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
	<p>市町村への支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。</p> <p>(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</p> <p>(5) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p>		<p>市町村への支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。</p> <p>(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</p> <p>(5) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p>	
北海道運輸局 北見運輸支局	<p>(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。</p> <p>(3) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p>	北海道運輸局 北見運輸支局	<p>(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p>	
網走地方气象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	網走地方气象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>	
北見公共職業安定所 美幌分室	<p>(1) 災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。</p>	(削除)	(削除)	
		北海道地方環境事務所	<p>(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。</p> <p>(2) 災害廃棄物の処理等に関すること。</p> <p>(3) 環境モニタリングに関すること。</p> <p>(4) 家庭動物の保護等に関すること。</p>	
		北海道防衛局	<p>(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。</p> <p>(2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。</p> <p>(3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</p>	
4 自衛隊		第4 自衛隊		指定地方行政機関ではないため削除
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部	陸上自衛隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部	

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
第5旅団第6普通科連隊	を協力させること。 （2）災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 （3）災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。	第5旅団第6即応機動連隊	を協力させること。 （2）災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 （3）災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。	
5 北海道警察		第5 北海道警察		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
北海道警察 北見方面本部 美幌警察署 津別駐在所	（1）住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 （2）災害情報の収集に関すること。 （3）災害警備本部の設置運用に関すること。 （4）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 （5）犯罪の予防、取締り等に関すること。 （6）危険物に対する保安対策に関すること。 （7）広報活動に関すること。 （8）町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。	北海道警察 北見方面 美幌警察署	（1）住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 （2）災害情報の収集に関すること。 （3）災害警備本部の設置運用に関すること。 （4）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 （5）犯罪の予防、取締り等に関すること。 （6）危険物に対する保安対策に関すること。 （7）広報活動に関すること。 （8）町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。	
6 消防機関		第6 消防機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
美幌・津別広域事務組合 津別消防署	（1）災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 （2）災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 （3）災害時における住民の避難、誘導及び救急、救助に関すること。 （4）災害時における消防団の出動命令に関すること。	美幌・津別広域事務組合 津別消防署	（1）災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 （2）災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 （3）災害時における住民の避難、誘導及び救急、救助に関すること。 （4）災害時における消防団の出動命令に関すること。	
津別消防団	（1）災害発生の予防と人命救助、財産の保護等の応急対策活動及び災害復旧活動に関すること。	津別消防団	（1）災害発生の予防と人命救助、財産の保護等の応急対策活動及び災害復旧活動に関すること。	
7 指定公共機関		第7 指定公共機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
日本郵便株式会社 北海道支社 津別郵便局	（1）災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 （2）郵便の非常取扱いを行うこと。 （3）郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。	日本郵便株式会社 北海道支社 津別郵便局	（1）災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 （2）郵便の非常取扱いを行うこと。 （3）郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	（1）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	（1）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	
		株式会社NTTドコモ 北海道支社	（1）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	
		KDDI株式会社	（1）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。	ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。	日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。	
日本赤十字社 北海道支部 津別町赤十字奉仕団	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	日本赤十字社 北海道支部 津別町赤十字奉仕団	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく 避難所の設置 、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	
日本放送協会 北見放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	日本放送協会 北見放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	
北海道電力株式会社 北見支店	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。	北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。	
8 指定地方公共機関		第8 指定地方公共機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
北海道放送株式会社等 報道機関	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	北海道放送株式会社等 報道機関	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	
北海道LPガス協会 網走支部	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。	北海道LPガス協会 網走支部	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。	
一般社団法人美幌医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。	一般社団法人 美幌医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。	
		一般社団法人 北見歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。	
		一般社団法人 北海道薬剤師会 オホーツク医療圏	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。	
		公益社団法人 北海道獣医師会 オホーツク支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。	
北海道土地改良	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。	北海道土地改良	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。	

現行（令和2年8月（平成31年4月））		修正案（令和6年1月時点）		備考
事業団体連合会	(2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。	事業団体連合会	(2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。	
公益社団法人北海道トラック協会及び北見地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。	公益社団法人北海道トラック協会及び北見地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。	
一般社団法人北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと	一般社団法人北海道警備業協会 北見支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと	
一般社団法人北海道電気保安協会	(1) 災害や重大事故が発生または発生のおそれがある場合における公共施設等の電気使用設備の点検、応急対策、災害復旧活動の支援を行うこと。	一般社団法人北海道電気保安協会	(1) 災害や重大事故が発生または発生のおそれがある場合における公共施設等の電気使用設備の点検、応急対策、災害復旧活動の支援を行うこと。	
北見地方石油業協同組合	(1) 災害時、または武力攻撃災害の発生または発生のおそれがある場合における緊急車両、施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への燃料の優先提供を行うこと。	北見地方石油業協同組合	(1) 災害時、または武力攻撃災害の発生または発生のおそれがある場合における緊急車両、施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への燃料の優先提供を行うこと。	
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
津別町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。	津別町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。	
津別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。	津別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。	
北見広域森林組合 津別事業所 津別地区林業協同組合	(1) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 (2) 林野火災の予防対策に関すること。 (3) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること	北見広域森林組合 津別事業所 津別地区林業協同組合	(1) 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。 (2) 林野火災の予防対策に関すること。 (3) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること	
津別病院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。	津別病院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。	
社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。	社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。	
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。	
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。	電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。	
建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。	建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。	
自治会連合会	(1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援に関すること。 (2) 被災者調査及び援護の支援活動に関すること。	自治会連合会	(1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援に関すること。 (2) 被災者調査及び援護の支援活動に関すること。	
社会福祉協議会	(1) 被災者救護の支援活動に関すること。	社会福祉協議会	(1) 被災者救護の支援活動に関すること。	

現行（令和2年8月（平成31年4月））	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第6節 町民及び事業者の基本的責務等</p> <p>いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するよう努める。</p> <p>第1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。</p> <p>また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>(3) 隣近所との相互協力関係のかん養</p> <p>(4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握</p> <p>(5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得</p> <p>(6) 要配慮者への配慮</p> <p>(7) 自主防災組織の結成</p> <p>(8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 地域における被災状況の把握</p> <p>(2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援</p> <p>(3) 初期消火活動等の応急対策</p> <p>(4) 避難場所での自主的活動</p> <p>(5) 道・防災関係機関の活動への協力</p> <p>(6) 自主防災組織の活動</p> <p>3 災害緊急事態の布告があったときの協力</p> <p>国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。</p>	<p>第6節 町民及び事業者の基本的責務等</p> <p>いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。</p> <p>第1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</p> <p>(3) 隣近所との相互協力関係のかん養</p> <p>(4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握</p> <p>(5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得</p> <p>(6) 町内会・自治会における要配慮者への配慮</p> <p>(7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施</p> <p>(8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 地域における被災状況の把握</p> <p>(2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援</p> <p>(3) 初期消火活動等の応急対策</p> <p>(4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築</p> <p>(5) 町・道・防災関係機関の活動への協力</p> <p>(6) 自主防災組織の活動</p> <p>3 災害緊急事態の布告があったときの協力</p> <p>国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月（平成31年4月））	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第2 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>(3) 事業所の耐震化の促進</p> <p>(4) 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>(5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>(6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>(7) 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 事業所の被災状況の把握</p> <p>(2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>(3) 施設利用者の避難誘導</p> <p>(4) 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>(5) 初期消火活動等の応急対策</p> <p>(6) 事業の継続又は早期再開・復旧</p> <p>(7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> <p>第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。</p> <p>3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるよう努める。</p>	<p>第2 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>(3) 事業所の耐震化の促進</p> <p>(4) 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>(5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>(6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>(7) 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 事業所の被災状況の把握</p> <p>(2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>(3) 施設利用者の避難誘導</p> <p>(4) 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>(5) 初期消火活動等の応急対策</p> <p>(6) 事業の継続又は早期再開・復旧</p> <p>(7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> <p>第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。</p> <p>3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める（削除）。</p> <p>4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。ま</p>	

現行（令和2年8月（平成31年4月））	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るよう努める。</p> <p>第4 町民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるよう努める。</p>	<p>た、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>第4 町民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。</p>	